

◆八尾市住居確保給付金◆

令和4年3月1日～

2年以内に離職・廃業または、個人の責に帰すべき理由等によらず休業等により収入が減少し、お住まいのない人・八尾市内の賃貸住居等を失うおそれのある人で一定の条件に該当される人は、申請により住居確保給付金が支給されます

失業した方等が住まいを八尾市内で確保し、安心して就職活動を行っていただくため、一定の要件を満たす場合、申請により住居確保給付金として家賃（上限あり）が支給されます。また、八尾市生活支援相談センターによる支援も受けることができます。

受給には、下記のとおり様々な要件がありますので、まず、お問い合わせください。

※ 令和3年1月から、新型コロナウイルス感染症対応による特例により、令和2年度中に新規申請をした方に限り、一定の要件を満たすことにより、再々延長(最大12か月)が可能になります。

住居確保給付金の適正な受給のため、虚偽の申請や届出等、不正受給に該当することが判明した場合は、以後の給付の支給を中止するとともにすでに支給した住居確保給付金の全額又は一部について返還を求めます。

主な申請条件（①または②の場合で、③～⑧のいずれの条件にも該当する方）

- ① 2年以内に離職・廃業し、離職前に主たる生計維持者であったこと
- ② 個人の責めに帰すべき理由等によらず休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあり、申請日の属する月において主たる生計維持者であること
- ③ 住宅を喪失していること、または家賃を払えず八尾市内の賃貸住宅等を喪失するおそれがあること
- ④ 就労能力及び就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申込を行うこと又は現に行っていること
- ⑤ 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する人の収入の合計額が別表1の(1)に定める収入基準額であること
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する人の預貯金の合計が別表1の(2)に定める金額以下であること
ただし、再々延長申請の場合は、別表1の(3)に定める金額以下であること
- ⑦ 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居確保を目的とした類似の給付を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する人が受けていないこと
(※特例措置により、令和4年6月末までに申請のあった方については、職業訓練受講給付金との併給が可能です)
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する人のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

別表1（7人世帯以上についてはお問い合わせください。）

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
(1)収入基準額 (月額)	123,000 円以下	177,000 円以下	223,000 円以下	265,000 円以下	306,000 円以下	352,000 円以下
(2)資産要件	504,000 円以下	780,000 円以下	1,000,000 円以下			
(3)資産要件	252,000 円以下	390,000 以下	500,000 以下			

※上記表中(2)は新規及び延長、再延長申請時の資産要件。(3)は再々延長申請時の資産要件。

(裏面に続く)

支給額・支給方法

○住居確保給付金は家賃月額相当分（共益費・管理費は対象外）で支給額(※)は下記のとおりです。

世帯人数	支給額(※)	(3)支給上限額	備考
単身世帯	家賃額－(月の収入額－基準額(84,000円))	39,000円	左記(3)支給上限額の金額と実際の家賃額と比較し低い方の額を上限とする。
2人世帯	家賃額－(月の収入額－基準額(130,000円))	47,000円	
3人世帯	家賃額－(月の収入額－基準額(172,000円))	51,000円	
4人世帯	家賃額－(月の収入額－基準額(214,000円))		
5人世帯	家賃額－(月の収入額－基準額(255,000円))		
6人世帯	家賃額－(月の収入額－基準額(297,000円))	55,000円	
7人世帯以上についてはお問い合わせください。			

※月の収入額が基準額を超え、かつ居住する住宅の実際の家賃額が(3)支給上限額を超える場合は、以下の数式により算定された額が支給額となります。

支給額＝実際の家賃額－(月の収入額－基準額) ただし、支給額の上限は(3)支給上限額。

○支給方法は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みとなります。

○支給期間は原則3ヶ月です。就職活動を誠実に実施している方(住居確保給付金を申請する理由等により下記のいずれかの就職活動を行う必要があります。)で、支給要件に該当している場合には、支給期間について、3か月を限度に2回まで延長・再延長(最大9か月※)することが可能です。

●「離職・廃業」の方

- ①ハローワークへの就職活動申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の生活支援相談センターとの面談等
- ④月に2回のハローワークにおける職業相談等
- ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

●「休業等による減収」の方

- ①月に1回以上の生活支援相談センターとの面談等
- ②申請・延長・再延長の際、休業等の状況について生活支援相談センターへ報告

●再々延長の方(申請理由問わず)

- ①ハローワークへの就職活動申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の生活支援相談センターとの面談等
- ④月に2回のハローワークにおける職業相談等
- ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

問合せ 八尾市生活支援相談センター

電話 924-3761

(八尾市立社会福祉会館)

FAX 924-3940